

大阪市敬老優待乗車証条例の一部を改正する条例案

大阪市敬老優待乗車証条例（平成25年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市規則」を「本市が事業者との間で締結する敬老優待乗車証の使用に係る協定」に、「本市が経営する高速鉄道、乗合自動車及び中量軌道」を「当該協定で定める高速鉄道、乗合自動車その他の交通機関」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第2項中「到来後、」を「到来後も」に、「者は、」を「者は、当該有効期限までに」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を削り、同条を第5条とする。

第8条中「被交付者」を「第4条第3項の規定により敬老優待乗車証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附則第2項中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、「並びに第5条第1項及び第2項」及び後段を削り、附則第3項を削り、附則第4項中「第7条第4項」を「第5条第3項」に改め、「、第5条第3項」を削り、「第9条第1項」を「第7条第1項」に、「第9条第2項第4号」を「第7条第2項第4号」に、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 第3条の改正規定及び次項の規定 平成30年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市敬老優待乗車証条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前に交付されたこの条例による改正前の大阪市敬老優待乗車証条例（以下「改正前の条例」という。）第1条に規定する敬老優待乗車証についても適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用が可能となる改正後の条例第1条に規定する敬老優待乗車証及び当該敬老優待乗車証の交付に係る改正前の条例第4条第1項の規定による申請については、改正前の条例第5条及び第6条の規定は、適用しない。
- 4 改正前の条例第5条第1項に規定する利用可能期間の末日が施行日の前日以後である改正前の条例第1条に規定する敬老優待乗車証については、改正前の条例第5条第3項の規定は、適用しない。
- 5 施行日前に納付された改正前の条例第6条第1項及び附則第2項に規定する費用については、なお従前の例による。

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が経営する高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止に伴い敬老優待乗車証を使用することにより50円を負担して利用することができる交通機関に係る規定を改めるとともに、敬老優待乗車証の交付申請等の際に敬老優待乗車証に係る事業に要する費用として3,000円を納付することを要しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市敬老優待乗車証条例（抄）

（敬老優待乗車証による交通機関の利用）

第3条 前条に定める者は、敬老優待乗車証を使用することにより、市規則
本市が事業者との間で締結
で定める乗車ごとに50円を負担して、本市が経営する高
当該協定で定める
する敬老優待乗車証の使用に係る協定

速鉄道、乗合自動車及び中量軌道 を利用することができる。
高速鉄道、乗合自動車その他の交通機関

（利用可能期間）

第5条 第3条の規定により50円を負担して交通機関を利用することができる期間（以下「利用可能期間」という。）は、次の各号に掲げる敬老優待乗車証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 敬老優待乗車証の交付を受けた日において第2条第2号に掲げる要件を満たしていない被交付者 70歳の誕生日の属する月の初日から1年間

(2) 敬老優待乗車証の交付を受けた日において第2条第2号に掲げる要件を満たしている被交付者 敬老優待乗車証の交付を受けた日から、当該日から1年1月を超えない範囲内で市長が指定する日までの期間

2 市長は、被交付者に対し、前条第3項の規定による敬老優待乗車証の交付の際、当該敬老優待乗車証の利用可能期間を通知しなければならない。

3 被交付者（第2条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）は、次条第1項に定めるところにより、利用可能期間（この項の規定により延長されたものを含む。）を1年間延長することができる。

（費用の納付等）

第6条 第4条第1項の規定による申請をしようとする者又は前条第3項の規定による利用可能期間の延長をしようとする者は、敬老優待乗車証に係る事業に要する費用として、あらかじめ、それぞれ3,000円を納付しなければならない。

2 既納の前項に定める費用は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 前項に定める費用を納付した者が敬老優待乗車証の交付を受けなかったとき

(2) 被交付者が敬老優待乗車証の利用可能期間の初日前に敬老優待乗車証を市長に返還したと

き（第9条第2項の規定による命令を受けて返還した場合を除く。）

(3) 前条第3項の規定により利用可能期間を延長した被交付者が、利用可能期間のうち当該延長に係る部分の初日前に敬老優待乗車証を市長に返還したとき（第9条第2項の規定による命令を受けて返還した場合を除く。）

(4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(敬老優待乗車証の有効期限)

第7条 省略

第5条

2 前項に定める敬老優待乗車証の有効期限の到来後、なお敬老優待乗車証を使用しようとする
も

者は、当該有効期限までに敬老優待乗車証の更新を受けなければならない。

3 前項の敬老優待乗車証の更新は、第1項に定める敬老優待乗車証の有効期限を経過した後であつても、利用可能期間内に限り受けることができる。

4 第4条の規定は、第2項の敬老優待乗車証の更新について準用する。

3 前項

5 第1項の規定にかかわらず、利用可能期間を経過した場合においては、敬老優待乗車証はその効力を失う。

(譲渡等の禁止)

第8条 被交付者

第6条 第4条第3項の規定により敬老優待乗車証の交付を受けた者（以下「被交付者」とい

は、交付を受けた敬老優待乗車証を、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
う。)

第9条-第10条 省略

第7条 第8条

附 則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2 旧乗車証（高齢者の社会参加を支援し、高齢者の福祉の増進を図るために本市が発行している乗車証であつて市長が定めるものをいう。以下同じ。）のうち、その有効期限として別に市長が指定する日が平成25年7月1日以後であるものの交付を受けている者が、同年6月20日までに、敬老優待乗車証に係る事業に要する費用として、3,000円を本市に納付したときは、当該旧乗車証を敬老優待乗車証と、旧乗車証の有効期限として別に市長が指定する日を第7条第5条

1項の有効期限とそれぞれみなして、この条例の規定（第4条並びに第5条第1項及び第2項の規定を除く。）を適用する。この場合において、第6条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第2項」とする。

3 前項の規定により敬老優待乗車証とみなされた旧乗車証に係る利用可能期間は、平成25年7月1日から1年間とする。

（東日本大震災の被災者に係る特例措置）

4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所

の事故による災害をいう。）の被災者のうち市長が定める者で第2条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれにも該当するものについては、当分の間、同条の敬老優待乗車証を使用することができる者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第4条第3項（第7条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第5条第3項並びに第9条第5条第3項

第1項及び第2項第4号の規定の適用については、第4条第3項、第5条第3項及び第9条第7条

1項中「第2条各号」とあるのは「第2条第2号から第4号まで」と、第9条第2項第4号中第7条

「前項」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた前項」とする。
附則第3項